

第 180 回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 令和 2 年 1 1 月 1 0 日（月）午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 3 0 分

2 場 所 秋田県正庁

3 議事案件等

- (1) 議案第 3 号 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田市長）
- (2) 議案第 4 号 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田市長）

4 出欠の状況

- (1) 出席委員（14 人）
山口邦雄、佐々木吉秋、野村恭子、木元慎一、谷川原郁子、東北地方整備局長代理 岩澤功英、東北運輸局長代理 鈴木喜輝、東北農政局長代理 吉田勉、秋田県警察本部長代理 虎谷一美、門脇光浩、竹下博英、今川雄策、薄井司、金子芳継
- (2) 欠席委員（2 人）
進藤政弘、相沢陽子

5 議事の概要等

(1) 資料確認、あいさつ

○三浦幹事

定刻となりましたので、ただ今から秋田県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。本日は、「配席図」、両面の「委員名簿・幹事名簿」、「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」、「議案説明用の資料 3 種類」、「議案 5 ページ差替資料」をお配りしております。「議案差替資料」につきましては緑色のマーカー部分の数値が誤っていたことによる差替となります。議案書につきましては、あらかじめ郵送し、本日御持参していただくようお願いしていたところですが、お持ちでない方は挙手により、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、開会に先立ちまして、秋田県建設部次長の佐藤幹事から御挨拶申し上げます。

○佐藤幹事

秋田県建設部で次長をしております佐藤です。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にも拘わらず、本日の審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から都市計画行政に御理解と御協力をいただいておりますことに対し、この場を借りて感謝申し上げます。

県では、県政運営の指針であります「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」において、都市計画関係としては「将来にわたり持続可能でコンパクトなまちづくり」を施策に位

置付け、市町村とともに地域の活性化、安心・安全の確保、持続可能な都市経営などについて、取り組んでおります。

具体的には、都市の将来像を見据えた立地適正化計画の策定や、「まちのにぎわいづくり」に寄与する建築物のリノベーション、そしてそれらの「まちづくり」を担う人材発掘などの市町村や地域の取組を支援しており、一昨日には能代市において、リノベーションしたビルと、ビルの前の歩道空間を活用したイベントを社会実験として行い、大勢の方々に参加していただいたところであります。

また、「コンパクトなまちづくり」の基盤となります街路整備につきましては、昨年秋に秋田市の手形陸橋が開通し、都市内の交通の円滑化に寄与しているほか、同じく秋田市の通称新国道の旭南地区や、由利本荘市の裏尾崎町地区などで整備を進めており、人口減少下においても持続可能な社会の実現に向け、ソフト事業とハード事業の両面から施策の推進に努めているところであります。

結びになりますが、本日の審議会では、産業廃棄物関係の2件の審議を予定しておりますが、皆様には専門的なお立場から忌憚のない御意見や御提言をいただきますようお願いいたしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○三浦幹事

続きまして、秋田県建設部都市計画課長の栗田幹事から、新たに委員に御就任いただいた方を御紹介します。

○栗田幹事

都市計画課長の栗田です。このたび学識経験委員の任期満了に伴い、委員の変更がありましたので、前回から変更のありました委員について御紹介します。

秋田商工会議所常議員の進藤政弘様に委員に就任いただいておりますが、本日は都合により欠席となっております。

また、行政機関の委員について、人事異動によりに変更がありましたので御紹介します。

東北地方整備局長の梅野修一委員ですが、本日はまだ見えられておりませんが代理で、秋田河川国道事務所の岩沢功英調査第二課長に御出席いただくことになっております。

東北運輸局長の亀山修一委員ですが、本日は代理で、秋田運輸支局の鈴木喜輝主席運輸企画専門官に御出席いただいております。

東北農政局長の内田幸雄委員ですが、本日は代理で、東北農政局の吉田勉農村計画課長に御出席いただいております。

事務局につきましても人事異動により一部変更がありますが、お配りしております名簿並びに配席図により御確認いただきますようお願いいたします。

○三浦幹事

次に、会長の選任についてお諮りしたいと思います。会長選出までの間、秋田県建設部次長の佐藤幹事が会の進行を務めさせていただきます。

○佐藤幹事

建設部次長の佐藤です。しばらくの間、会の進行を務めさせていただきます。

今回は、学識経験委員が変わり、初めての審議会となりますので、改めて会長を選任する必要があります、お諮りするものです。本審議会の会長につきましては、秋田県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験委員のなかから定めることとされておりますが、いかが取り計らいましょうか。

○木元委員

都市計画が御専門の山口委員に、引き続き会長をお願いできればと思いますが、いかが

でしょうか。

○佐藤幹事

ただ今、木元委員から山口委員を御推薦いただきましたが、委員の皆さま、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○佐藤幹事

皆さまから御同意をいただきましたので、山口委員に会長をお願いいたします。秋田県都市計画審議会運営規程第5条の規定により、会議の議長は、会長が務めることになっております。以後の会議の進行は、山口会長をお願いいたします。山口会長は議長席へ移動願います。

○三浦幹事

それでは審議に入りたいと思いますが、以後の進行は、議長であります山口会長をお願いいたします。

○山口会長

みなさんこんにちは。秋田県立大学の山口です。よろしくお願いします。

審議に入る前に私に何かあったときに会長代理ということがあります。秋田県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長に事故がある時に会長の職務を代理する委員を、学識経験委員の中から会長があらかじめ指名することになっております。会長代理は、木元委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○木元委員

はい。

○山口会長

はい、よろしくお願いします。

（２）開会、議案署名人指名

○山口会長

それでは、ただ今から第180回秋田県都市計画審議会を開催します。

はじめに、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることを御報告いたします。

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員の2名を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、木元委員と谷川原委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○木元委員、谷川原委員

はい。

○山口会長

よろしくお願いします。

（３）報告事項

○山口会長

続きまして、前回の付議議案の処理状況について、事務局から説明をお願いします。

○三浦幹事

報告いたします。議案書の資料を表紙から2枚めくっていただきますと、前回の審議会において議決していただいた議案の処理状況を記載しております。

「令和2年度 議案第1号大館都市計画下水道の変更について」ですが、生活排水処理の広域化・共同化等を図っていくため、老朽化、更新時期にある大館市し尿処理場を大館処理センター内に移転しようとするものであり、都市計画決定の面積が変更となったものです。本審議会での答申を受けまして、この変更を都市計画決定し、その旨を令和2年5月22日付け秋田県告示第230号で告示しております。

続いて、「令和2年度 議案第2号 建築基準法第51条ただし書に基づく建築物の敷地の位置の許可について」ですが、都市計画においてその位置が決定していない産業廃棄物処理施設等については、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合に建築等ができることとされていることから、本審議会に付議したものです。本審議会での答申を受けまして、令和2年5月22日付けで秋田市長から許可されております。

以上です。

○山口会長

ありがとうございます。それではただ今の説明について、何か御意見、御質問ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

【特に意見なし】

ないようですので、続きまして議案の審議となります。

（４）議案第3号 建築基準法第51条のただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について

○山口会長

本日は、議案第3号及び議案第4号の審議にあたり必要と認められることから、秋田県都市計画審議会運営規程第7条の規定により、特定行政庁である秋田市から担当職員に出席していただいております。

「議案第3号 建築基準法第51条のただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」、事務局から説明してください。

○清水幹事

都市計画課の清水と申します。

私からは、議案第3号の説明に入る前に、本日配布しております「建築基準法第51条ただし書きについて」と題した1枚資料について先に御説明します。

建築基準法第51条では、都市計画区域内における「卸売市場」「汚物処理場」といった四角枠で囲った施設については、都市計画においてその敷地の位置を決定しなければ、新築又は増築できないという規定があります。この場合の許可権者は、施設に応じて県と市に分かれており、今回は産業廃棄物処理施設に該当することから県決定となります。

続きまして「手続きの流れ」について説明します。民間施設が設置する場合においては、事業の流動性などの観点から、都市計画決定ではなく、建築基準法第51条ただし書の規定に基づいて、県都市計画審議会の議を得る必要があります。下表を御覧ください。産業廃棄物処理施設設置における手続きの流れは、廃棄物処理施設設置許可の権限を有する秋田市の環境部局で事前協議を行い、協議・審査を経たことを、事業者へ「事

前協議完了通知書」として通知され、事業者は「事前協議完了通知書」を持って、当該審議会の審議を経た後に、特定行政庁である秋田市の建築の許可を得るといった手続きとなります。このように、51条ただし書の規定に基づく議案の場合は、環境関連事項について、県又は市の指導要綱による事前協議の協議過程で十分に審査され、環境部局の指導のもと、支障のないものと判断された案件について、審議会の審議をいただいているところです。

それでは、今回の議題の御審議頂く「議論の観点」について説明します。資料の裏面を御覧ください。当審議会での判断要件として、3点記載されています。

1点目として「都市計画との整合性を確認」です。これは、用途地域の指定がある場合は、工業系の用途地域を基本とし、指定がない場合は、将来においても市街化の見込みがない地域であることです。

2点目として「敷地の周辺状況を確認」です。3項目ありまして、一つ目が、大型車両の通行に支障がなく、渋滞の要因にならない道路幅員があること。二つ目として、「災害の発生する恐れの高い区域での設置は望ましくないこと」です。三つ目として、敷地の周囲100メートルの範囲内に教育文化施設、医療施設、福祉施設がないことです。

3点目として「環境部局の事前協議完了の報告を確認」です。県又は市の指導要綱に基づく廃棄物処理施設設置にあたっては、事前協議制を設けており、その協議が完了しているということです。議案第3号議案は令和2年10月8日付け、第4号議案は令和2年7月1日付け、秋田市から事前協議完了通知があったところです。

なお、参考として下表に環境部局の廃棄物処理施設設置許可の判断要件を記載しております。簡単ではありますが、以上が配布資料の説明です。

引き続き、秋田市からの個別議案の内容となります。

○山下建築指導課長（秋田市）

秋田市建築指導課長の山下でございます。

第3号議案、ユナイテッド計画株式会社から提出された、産業廃棄物処理施設に関する建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可の申請について御説明します。

はじめに、説明の流れについてですが、1 付議理由、2 申請地の位置、3 申請施設の概要、4 都市計画上の設置判断の目安の順で説明いたします。

付議理由について説明いたします。本件処理施設は、平成22年度に産業廃棄物処理施設として建築基準法第51条ただし書に基づく許可を受けて平成23年から稼働している既存の焼却施設に、同規模の焼却施設を1基増設するものであります。焼却する廃棄物の種類は、汚泥、廃油、廃プラスチック類ほか20種類の産業廃棄物であり、既存の焼却施設と同じです。そのため、建築基準法第51条に規定する「産業廃棄物処理施設」に該当するものです。

許可が必要となる産業廃棄物処理施設の種類について、まとめた表を御覧ください。今回の施設は焼却施設であり、処理する品目のうち、汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物が制限の対象となります。この表では一番上が位置の制限を受ける処理施設の規模を示しておりまして、二行目が工業専用地域で許可不要で建築できる範囲を示しております。三行目が本計画の処理能力でございます。こちらによりまして工業専用地域内で許可を必要とせずに処理できる範囲を超えていることから、建築基準法第51条ただし書による許可申請が必要となったものでございます。廃棄物処理施設について、建築基準法第51条では、都市計画で位置が決定しているか、建築基準法第51条ただし書による許可を得るか、政令で定める規模以下とするか、以上の3点いずれかに該当する場合、設置が認められます。本件処理施設の場合、都市計画で位置決定されたものではなく、また、政令で定める緩和の処理能力も超えていることから、建築基準法第51条ただし書に基づく許可申請がなされたものです。あわせて、廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは秋田県であることから、このたび秋田県都市計画

審議会にお諮りするものです。

続きまして、申請地の位置について御説明いたします。スクリーン左側、赤く表示しているところが、申請地でございます。東側約1.5kmには国道7号、いわゆる臨海バイパスが通り、南側約500mには主要地方道、寺内新屋雄和線が通っております。

また、東側の方に秋田臨海鉄道が通っており、さらにその東側には秋田運河があります。申請地南側には、秋田県立野球場こまち球場が立地しております。スクリーン右側は、申請地の航空写真でございます。赤く縁取られた部分が、申請敷地となります。青く縁取られた部分が、既存焼却施設がある敷地となっております。今回の申請は、申請理由としてメンテナンス等の理由から増設となっておりますが、既存焼却施設の敷地内に増築するのではなく、隣接する敷地に新たに焼却施設を増設する許可を申請しているものです。焼却施設の機能上、既存施設と一体ではなく、それぞれで機能することから、申請者は同じですが、既存施設の増設変更ではなく、新設計画としております。黄色の矢印は、次のスクリーンの写真撮影方向を示しております。こちらが先ほどのスクリーンで示した部分から撮影した申請敷地の全景になります。敷地内にある白い外壁の建物が、低濃度PCB保管施設である既存建物になります。

続きまして、申請施設の概要について御説明いたします。処理工程についてですが、廃棄物が施設内に搬入され、固形物、液状物、感染性廃棄物、容器入り廃棄物及びドラム缶入り廃棄物に分類・保管され、それぞれ焼却炉に投入されます。焼却炉で燃焼し、燃え殻と排ガスに分けられ、排ガスは再燃焼室で再度燃焼されます。その後、減温塔にて排ガスの冷却を行い、バグフィルタで消石灰・活性炭を加え、有害物質の除去を行います。有害物質の除去を行った排ガスは、誘引送風機により吸引し、煙突から大気に放出されます。焼却により排出された燃え殻、ばいじんは本敷地の外にある最終処分場に搬出され、埋立処分となります。今後、建設しようとする施設のイメージ写真ですが、写真Aは、受入施設内にある投入機と焼却炉になります。写真Bは、排ガスの冷却を行う減温塔、写真Cは、排ガスの有害物質の除去を行うバグフィルタになります。

次に、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと判断する目安についてですが、

1 都市計画との整合性、2 敷地の周辺状況について、御説明いたします。

はじめに、1の都市計画との整合性についてでございます。申請敷地は、工業専用地域に指定されております。この地域は専ら、工業の業務の利便を図る地域であり、工場は建築可能ですが、住宅、学校、病院、ホテル、店舗などは建築することができない地域です。なお、申請地は臨港地区と第3種風致地区に指定されておりますが、臨港地区については、港湾事務所と「本処理施設の建築が問題ない旨」協議済みです。また、第3種風致地区に該当しておりますので、秋田市の都市計画課に許可申請する旨、協議がなされております。

続いて、2の敷地の周辺状況でございますが、施設への搬入路は、国道7号線から主要地方道の寺内新屋雄和線を通り、こまち球場前を通過し、向浜金属団地内を通る経路となっております。前面道路は秋田市道で幅員が6mあります。また、敷地が工業専用地域にあることから、周囲100mの範囲には、教育文化施設、医療施設および福祉施設が立地していないことを確認しております。また、災害については、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域などには指定されておられません。

まとめといたしまして、都市計画との整合がとれており、周辺環境に与える影響は少ないものと考えます。また、当審議会前に、申請者は秋田市の環境部局との事前協議を終了していることを確認しております。以上より、総合的に勘案いたしまして、許可相当であると判断し、当審議会にお諮りするものであります。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして何か御質問等ありましたらお願いします。はい、谷川原委員お願いします。

○谷川原委員

増設する焼却施設と既存の施設は、同時に使用することもあるのですか、それとも片方ずつ使用するのですか。

○山下建築指導課長（秋田市）

同時に使用するものとなっています。既存のものと増設するものでは炉の形式が異なっているようであり、今回増設するものは、今まで受け入れることができなかったような廃棄物を受け入れることができ、ものによって分別してそれぞれ適した方の炉を使用していく、というように聞いております。

○谷川原委員

配置図を見ると、敷地に焼却施設が密集していますが、振動など、そのような点は支障がないのでしょうか。搬入経路で前面道路の幅員が6 mですが、大型車が通行するのには厳しいのではないのでしょうか、どのように搬入するのですか。

○山下建築指導課長（秋田市）

既存施設と隣接していますが、既存施設の前面道路の幅員は10 mあります。申請者に聞き取りしましたが、建築基準法では道路に接している必要があり、秋田市道に接しているので問題はありませんが、周辺への振動などの影響も少なくなるように、なるべく自分たちの所有地の中を通して当該地に行くようにした方が望ましいであろうということで、既存施設の道路から入っていくことを優先したいということでした。

○谷川原委員

そのように通行していくことで支障はないということでしょうか。

○山下建築指導課長（秋田市）

支障がないと考えております。

○谷川原委員

今申請された両隣は、全く違う会社であります。そちらへの配慮などはどのようになっているのでしょうか。

○山下建築指導課長（秋田市）

本市の環境部局も、事前協議でそのようなことについて審査しております。

○齋藤廃棄物対策課主査（秋田市）

秋田市廃棄物対策課の齋藤と申します。事前協議の中で生活環境の影響調査が行われており、周辺の企業、環境への影響は低いと判断されております。写真の左隣は他社の焼却施設であり、同じような事業であります。近隣の方々への説明はしっかり行い、理解は得られていると聞いております。

○山口会長

谷川原委員、いかがでしょうか。

○谷川原委員

わかりました。

○山口会長

近隣への説明について手続上のプロセスはあるのでしょうか。

○齋藤廃棄物対策課主査（秋田市）

秋田市の要綱において、説明会を開催して理解を得るようという努力規定はあり、事業者は行っていると聞いています。

○山口会長

わかりました。

○山下建築指導課長（秋田市）

付け加えまして、10mを超えるような中高層の建築物について、市条例で事前に説明会を行わなければならないこととなっています。今回焼却施設の一番高い所が26mであり、こちらの手続きに基づいた事前説明会というのも昨年の3月に開催しています。

○山口会長

その時の説明会では、中高層の建築物の形態についてだけではなく、事業などの内容も説明しているということでしょうか。

○山下建築指導課長（秋田市）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○山口会長

既存の敷地と申請地があり、申請地には白い建物が既にあり、いわゆる一敷地一建物の原則からいくとこれは用途不可分ということで行っていくのでしょうか。

○山下建築指導課長（秋田市）

現在PCBの保管施設がありますが、今回建てる建物もそれと用途上不可分ということで整理しています。

○山口会長

ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号について、お諮りします。議案第3号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

【異議なしの声】

○山口会長

御異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定します。

（５）議案第４号 建築基準法第５１条のただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について

○山口会長

続きまして、「議案第４号 建築基準法第５１条のただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」、説明をお願いします。

○山下建築指導課長（秋田市）

引き続き、秋田市建築指導課の山下が議案４号を御説明します。

株式会社ナチュラルエナジージャパンから提出された、産業廃棄物処理施設に関する建築基準法第５１条ただし書の規定に基づく、建築物の敷地の位置の許可の申請について御説明します。はじめに、説明の流れについてですが、１ 付議理由、２ 申請地の位

置、3 申請施設の概要、4 都市計画上の設置判断の目安の順で説明します。

はじめに付議理由についてでございます。本施設は、平成25年度に一般廃棄物処理施設として、建築基準法第51条ただし書に基づく許可を受けている施設であり、平成29年には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における、産業廃棄物処理業の許可を受けております。現在は、一般廃棄物である生ゴミに加えて、食品工場から排出される動物性残さなどの産業廃棄物を受け入れ、メタンガス化して燃料とし、発電による売電を行っているところです。

次に「計画概要」についてでございます。図の上段のように、現状におきましては、受け入れた廃棄物を処理する工程で発生した、汚泥の処理を行う施設であったことから、許可は不要でございました。本議案の計画では、図の下段のように、外部の食品工場から、汚泥の状態である産業廃棄物を受け入れ、既設の汚泥脱水施設で、処理を行おうとする計画となっています。既存施設が、廃棄物処理法施行令第7条第1号による、産業廃棄物処理施設に該当し、建築基準法第51条の、「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けるため、許可を受けることが必要である施設となります。

次に「施設の処理能力」でございます。今回、許可の対象としてお諮りするの、汚泥の脱水施設です。現在稼働している脱水施設の処理能力は、一日あたり115.2m³であり、これは、建築基準法51条で定めている、「政令で定めている規模の範囲」を超えております。位置の制限を受ける処理施設の規模は、一日あたり10m³メートルを超えるものとなっており、本計画は該当します。

また規定に該当しても工業専用地域においては、30m³までは許可が不要ですが、本計画の処理能力は115.2m³で上回っておりますので、許可を要するものでございます。

次に「付議理由」についてです。ここまで説明しましたように、廃棄物処理施設については、建築基準法第51条では、都市計画で位置が決定しているか、政令で定める規模としなければならない、となっています。今回の施設は、どちらにも該当しないため、このたび、建築基準法51条ただし書に基づく許可の申請が提出されたものです。

また、産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは秋田県で、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となります。以上のことから、建築基準法第51条ただし書きによる許可の手続きとして、この秋田県都市計画審議会にお諮りするものです。

次に、申請地の位置でございます。議案書の51ページを御覧下さい。スクリーン左側、赤く表示しているところが、申請地です。東側約1.5kmには国道7号、いわゆる臨海バイパスが通り、南側約500mには主要地方道、寺内・新屋・雄和線が通っております。

また、申請地東側には秋田運河があり、申請地南側には、秋田県立野球場こまちスタジアムが立地しています。スクリーン右側は、申請地の航空写真になります。赤く塗りつぶした部分が申請地です。

次に、航空写真上、黄色い矢印方向から撮影した全景写真を御覧いただきます。こちらが、現在の申請敷地の全景です。手前に重量計測を行う事務所棟、その奥、左側に処理施設、真ん中、円柱形をしているのがメタン発酵槽、右側、球状のものはガスホルダとなっています。本計画では、ガスホルダの奥に汚泥専用の受入棟を増築する予定となっています。なお受入棟の建築面積および延べ面積は114.75m²、高さは6.66mの予定です。

次に廃棄物の処理工程について説明します。議案書の48ページと合わせて御覧ください。大きくこの①から④までの、4つのプロセスからなっています。①の「前処理プロセス」でございます。積載重量を計測し、受け入れホッパーに投入した生ゴミは、分別機にてビニールなどを除去した後、混合槽、可溶化槽へと流れます。これは、原料と発酵液に蒸気を注入し、温度を上昇させ調整し、可溶化槽で3日間程度発酵を促進させる工程です。次は②の「メタン発酵プロセス」で

す。これは混合液をメタン発酵槽で18日間滞留させ、バイオガスを発生させる工程です。次に③の「バイオガス利用プロセス」です。発酵槽から出るバイオガスをガスホルダに貯留し、ガスエンジンにより電力と温水を回収します。電力は東北電力に売電し、温水は処理プロセスによる加温に利用しています。最後は④の「発酵液処理プロセス」です。メタン発酵槽からの発酵液を脱水に掛け、処理水と余剰汚泥とに分離します。処理水は排水基準を満たすまで浄化した後、公共下水道に放流し、余剰汚泥は堆肥として販売する計画となっております。今回の計画では、④の発酵液処理プロセスの脱水機を、外部から受け入れる食品由来の有機汚泥の処理に使用することになるため、許可が必要となるものです。

次に、建設しようとする施設を、図面と現地の写真で御説明します。1番が前処理プロセスを行うところ、2番がメタン発酵プロセスを行うところ、3番がバイオガス利用プロセスを行うところ、4番が発酵液処理プロセスを行うところとなっており、この4番の場所に、汚泥の脱水機が設置されています。

次に、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと判断するための目安でございます。

1 都市計画との整合性、2 敷地の周辺状況の順で御説明します。

はじめに、都市計画との整合性でございます。申請地は工業専用地域に指定されております。この地域は専ら工業の業務の利便を図る地域であり、工場は建築可能ですが、住宅、学校、病院、ホテル、店舗などは建築することができない地域です。また、申請地は第3種風致地区に該当しておりますのが、秋田市の都市計画課で許可済みとなっております。

続いて、2の敷地の周辺状況について説明します。申請地周辺は、国道7号、主要地方道が整備されており、輸送の利便性が高い地区です。申請敷地は、幅員15mの秋田市道に接しており、主要地方道から国道7号に出られることから、大型車輛の通行にも支障がなく、渋滞の要因も考えられません。また右側の図のように、敷地から100mの範囲内に、教育文化施設、医療施設、および福祉施設が立地していないことを確認しています。また災害については、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域などには指定されております。

まとめといたしまして、都市計画との整合がとれており、周辺環境に与える影響は少ないものと考えます。また、当審議会前に、申請者は、秋田市の環境部局との事前協議を終了していることを確認しております。以上より、総合的に勘案いたしまして、許可相当であると判断し、当審議会にお諮りするものであります。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山口会長

ありがとうございました。ただ今の議案第4号の説明に対しまして、何か御意見等ありましたらお願いします。いかかでしょうか。

○山口会長

私から一点、本件と直接的には関係がないかもしれませんが、申請地を含む地域が第3種風致地区となっております。風致地区の趣旨と工業専用地域との関係について疑問がありますが、これは市の都市計画になるのでしょうか、わかりますでしょうか。

○山下建築指導課長（秋田市）

秋田市建築指導課の山下です。当初から風致地区に指定されており、第1種から第3種まで規制の厳しさは異なりますが、向浜の地区全体の範囲が指定されています。向浜南側のゴルフ場、勝平の地区は住宅地ということで風致の趣旨に沿った通常一般的なものだと思いますが、工業地であっても風致に気を付け、調和することも考慮した上での指定ではないかと考えます。

○加賀谷廃棄物対策課長（秋田市）

昭和29年に風致地区が指定され、工業専用地域は昭和49年に指定されていますが、工業専用地域を指定するにあたっては、ここが風致地区であるという前提の元で、それを維持することを踏まえて工業専用地域を指定するという流れでやってきた経緯がありますので、緑地などについて充分配慮されていると考えています。

○山口会長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、「議案第4号」について、お諮りします。議案第4号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

【異議なしの声】

○山口会長

御異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定します。

以上をもちまして、本日の議事の審議は終了とします。その他事務局から何かありますか。

○栗田幹事

特にございません。

○山口会長

それでは、進行を事務局にお返しします。

○三浦幹事

委員の皆様方、御審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、第180回の審議会を閉じることとします。